

総発第214号
令和4年8月9日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和4年6月30日付監発第38号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「酒田市文化芸術推進プロジェクト会議負担金」
（教育委員会社会教育文化課）
上記補助金の対象者 《酒田市文化芸術推進プロジェクト会議》

【指摘事項】

団体の内部統制体制について

酒田市文化芸術推進プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）の令和3年度事業計画及び収支予算に計上されていない、希望ホールインターネットチケット販売管理システム導入に係る経費をプロジェクト会議の企画運営部会に諮ることなく、事務局を担っている教育委員会社会教育文化課の判断で支出していた。

令和2年度のプロジェクト会議の予算執行についても、企画運営部会に諮ることなく、予定されていない企画や消耗品の購入、宣伝印刷費の支出などがあり、定期監査で文書指摘しているが、改善されていなかった。

教育委員会社会教育文化課がプロジェクト会議の事務局を担っていても、団体としての事務と、市としての事務を分けた上で内部統制が機能するよう体制を整えること。

■措置内容

令和4年7月29日に開催された「酒田市文化芸術推進プロジェクト会議 定例会」において、希望ホールインターネットチケット販売管理システム導入について報告し承認された。また、今後、事業計画及び収支予算に計上されていない支出や、事業間で予算流用を行う場合は、プロジェクト会議委員の承認（書面での決裁を含む。）を得

ることを確認した。

プロジェクト会議の事務と市としての事務の区分けについては、令和4年4月1日より、起案様式を区別することにより事務執行体制の整備を図っている。